

賃金控除に関する協定書

と 従業員代表 は労働基準法第24条
第1項但書に基づき賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

1. は、毎月 日、賃金支払いの際次に掲げるものを控除して
支払うことができる。

- (1) 会社借上げ社宅費、その社宅の水道光熱費
- (2) 会社貸付金の返済金
- (3) 食費（会社で購入する弁当代等）
- (4) 物品購入費（作業着、安全靴等）
- (5) その他事理明白なもの

2. この協定は 年 月 日 から有効とする。

3. 本協定の有効期間は 年 月 日 から 年 月 日 までの1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の30日前までに、会社または従業員のいずれからも異議の申し出がないときは、この協定はさらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

年 月 日

会社名
役 職 印

従業員代表 印